

議案第28号	三田市障害児療育センター条例の一部を改正する条例の制定について
障害福祉課	障害者施策の総合的かつ効率的な推進のため、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律において児童福祉法等が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 政府においては障害者施策の総合的かつ効率的な推進を図るため、平成21年12月から「障がい者制度改革推進本部」を設置し、障害者施策の見直しが進められているが、この政府による障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者及び障害児の地域生活を支援する必要があるとして、衆議院厚生労働委員会の提案により「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が提案され、公布されたことにより、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p>	
<p>【根拠法令】 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）</p>	
<p>【児童発達支援の概要（当該条例関連項目）】</p>	
<p>○障害児にとって身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童発達支援に再編 ○児童発達支援には、児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型 ○現行の障害児通所施設・事業は、医療の提供の有無により、「児童発達支援」又は「医療型児童発達支援」のどちらかに移行</p>	
<p><<障害者自立支援法>>（市町村）</p> <p>児童デイサービス</p> <p><<児童福祉法>>（都道府県）</p> <p>知的障害児通園施設</p> <p>難聴幼児通園施設</p> <p>肢体不自由児通園施設（医）</p> <p><<予算事業>></p> <p>重症心身障害児（者）通園事業</p>	<p><<児童福祉法>>（市町村）</p> <p>児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 児童発達支援事業（三田） <p>医療型児童発達支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療型児童発達支援センター 指定医療機関※
<p>※（医）とあるのは、医療を提供するもの</p>	<p>※指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。</p>
<p>【改正内容】 ●三田市障害児療育センターにおける事業内容の規定の改正（第3条、第4条関係）</p> <p>①現行において、知的障害児通園施設、身体障害者通園施設、発達経過観察事業施設とあるものを、療育センターでは改正後の児童福祉法第6条の2第2項（児童発達支援）に規定する事業を行うと規定（第3条）</p> <p>②かるがも園、すくすく教室で行う内容を明記し、定員については、1日当たりの定員を規定（第4条）</p> <p>③その他所要の規定整備</p>	
<p>【施行期日】 平成24年4月1日</p>	